

インタビュー — 移行申請の今を知る —

# 神奈川県に移行審査・監督の現状

公益認定の判断において、法人担当者のみならず、審査する側である審議会委員や行政庁の担当者でさえ頭を抱える外郭団体や共益性の強い研修事業、墓地経営などの公益性の問題——。これらの難題について、矢継ぎ早に公式見解を示している神奈川県公益認定等審議会会長の齋藤真哉氏に、移行認定・認可に対する考え方と神奈川県の現状と展望について、伺うこととした。



(左) 齋藤真哉 (さいとう・しんや)

横浜国立大学大学院教授。非営利法人研究学会理事、国際公会計学会常務理事、財務会計基準機構・基準諮問会議委員。元内閣府公益認定等委員会「会計に関する研究会」参与。

(右) 出井信夫 (いでい・のぶお)

東北公益文科大学大学院教授。山形県公益認定等審議会委員長代理。経済学博士。第3セクター研究学会会長。著書に『自治体の外郭団体・出資法人の公益認定』他。

## 神奈川県の移行申請・審査の現状

**出井** ご多忙の中、お時間をいただきありがとうございます。早速伺いしますが、これまで移行申請を行った神奈川県の特例民法法人のうちで、審議の過程で判断に困った案件にはどんなケースがあったのでしょうか。

**齋藤** 1つは、その事業が公益なのか共益なのかの判断が非常に難しかったケース、もう1つは、事業そのものに営利的な要素がある場合——株式会社と同じような事業を行っている場合で、地域性という点を加味して公益性をどう捉えるかが問題になったケースです。言い換えますと、前者は公益目的事業か共益事業かの区別が曖昧であることの問題であり、後者の場合は市場原理が働いているのか否かという問題であり、株式会社であってもできる事業をわざわざ公益認定を受けた法人が行う事業である必要性の有無の問題です。こういうケースの処理に際しては、その内容に個々の法人で微妙な相違があるだけに判断が難しく、現在でも審議ではこの2つの問題が議論の代表的なものとなっています。

**出井** ところで、神奈川県が所管する特例民法法人の移行申請は現在、どのような状況になっておりますか。

**齋藤** 新制度の発足時点で610法人あったと聞いておりますが、この4年間の累計では9月末現在での移行申請法人数は、公益法人への認定申請が233件、一般法人への認可申請が147件ですから、合計で380法人が申請済みということになります。

**出井** この380の申請済法人のうちで、実際に認定又は認可を答申した法人の内訳状況は……。

**齋藤** 移行認定が190件、移行認可が75件です。これとは別に公益認定が7件あります。

**出井** そうしますと、新制度がスタートしてから今日までの4年間で、神奈川県では特例民法法人の6割が移行申請しており、そのうちの7割が処理されたことになりますね。

**齋藤** ご指摘の通りです。

**出井** 私に関わっている山形県の所管法人は、平成20年12月1日現在で327法人ですが、うち、48%に相当する157件がこれまでに移行申請しました。答申済みは移行認定が62件、



移行認可が63件の計125法人で100を少し超えたところですが、移行申請法人に占める答申請割合は8割近い。ただ、県内全法人に対する申請件数になると5割を下回っておりますから、大都市圏に比べれば地方の移行申請状況はいささか厳しいように思えます。

齋藤 厳しいと言うよりは、むしろ申請が遅いということではないのでしょうか。

出井 申請が遅いことの原因の1つは、手続の期間です。法人側からすると、申請から審査を経て答申までの期間ですね。事務局に申請書類を提出すると、そのまま審議会に諮られると考えているようですが、実際は事務局で提出された書類のチェックが1ヶ月くらいで済む場合もあれば、書類に不備があれば2～3ヶ月を要することもあるので、審議会に提出されるまでに時間が掛かるわけですね。申請法人とすればいつまでに回答していただけるかと、それが一番気になっている。1ヶ月先なのか半年先なのか、ということが最大の関心事なのです。

齋藤 申請法人からすると、すごく関心のある話であると思いますが、現実には法人個々にばらつきがあるというのが現状です。もともと神奈川県は分散管理型でして、まずは各所管課に申請して、そこで提出書類に不備があるかないか、新役員に欠格事由があるかどうかをチェックします。そのうえで、所管課から文書課に書類が答申書とともに回ってきます。文書課でもチェックすることですから、申請書類は二重チェックされていることになります。こうした手順を経て審議会に書類が上がってくるのですが、書類として整っており、疑義や不明な点がなければ、そのまますんなり通りますが、確認事項があったり、追加的資料の提出をお願いしたりすることがあり、また申請書類の中身について質問が出たときに、その回答が出るまでに時間が掛



かったりすることがあります。そのため、申請から答申まで早くても2～3ヶ月というターム（期間）がかかるのだと思いますが、長いものになると4ヶ月以上掛かるようなケースも実際には出てきています。申請される法人からすると、その期間がすごく気になるところでしょうけれども、いい加減な審議はできませんから、この点をご理解いただくしかありません。

出井 内閣府は、昨年8月に標準処理期間を4ヶ月とする方針を示しましたね。4ヶ月前に出した申請に何らかの結論を出すまでの期間を定めたわけですが、すべての案件に必ずしも4ヶ月で答申が出せるとは限らないのではないかと……。

齋藤 そうですね、申請法人にも極めてばらつきが激しいと伺っていますから、果して4ヶ月で結論が出せるかどうか。できるだけスピーディーに処理をしたい、処理してもらいたいというのがおそらくすべての関係者の願いだと思いますが、多種多様の案件も結構出てきていますので、その1つひとつに対応することになると審議会もスピーディーに、というわけにはまいりません。ただ以前よりも、少しは短縮されてきているような気がします。それは、申請法人が過去の申請事例を



入手して、それらを参考にして申請書類の作成にはどこに注意したらいいのかとか、ここに気を付けたほうがいいのかからこういう具合にしようとか、組織の改革だとか、事業の変革だとかなどを熟慮し、工夫したうえで申請されているからだと思います。

### 審議の考え方を積極的に外部に公表

**出井** そういう点では先ほどのことに関係するかどうかと思うのですが、審議の過程で判断に困った、あるいは1回の審議では足りずに数回議論を重ねたというようなケースはありますか。

**齋藤** 神奈川県では、幾つか別途のステートメントを出していますが、1つは外郭団体等の公益認定に関することも考慮に置いた基本的考え方——これは、いわゆる行政の業務委託を一部受ける法人を想定しています。

**出井** 自治体が出資している外郭団体ですね。

**齋藤** そうです。それから、共益か公益かの考え方についてのステートメントも公表しております。改正前民法時代から一定の資格や免許を有する者を社員とした社団、そうした者を賛助会員とした財団が行う研修会や講座、講習会の事業は、職能上の知識とか技術の向上が結果的に社会全体の利益に資するとして公益事業に位置づけられてきましたが、これが新公益法人制度に移行したことで公益認定の基準に適合するかどうかの判断を迫られることになりました。神奈川県として独自にその判断するうえでの考え方を明らかにすることにしたわけです。

**出井** そうした事業に公益性があるのか、会員だけの利益に資する共益事業にすぎないのではないか、という境界を線引きする基準を設けたということでしょうか。

**齋藤** 特に業界団体が多くを占める社団の場合、例えばセミナーの受講者を社員に限定し

ているか、そのセミナーが広く不特定多数の者にも開放しているかが問題となります。またこれは社団と財団に共通することですが、仮にその対象が不特定多数であるとしても受講料が会員と非会員の差にかなりの開きがあるのか、そしてそれが適正な差であるのか。こうした点を論点にして審議会では議論しております。研修会と言っても、業界内部の研修会で実態が業界の振興とか研修会の名を借りた会員同士の懇親であつたりすれば、とても公益目的事業には該当しませんよね。

もちろん、会員に限定された研修会であっても、そこで提供されたサービスの受給者を通して不特定多数の者に利益をもたらすと判断できれば、間接的に公益性があると考えられます。しかしそれが実際に公益につながるのかの判断は難しいと感じています。また、その研修会がたとえオープンにされていたとしても、研修の内容が一定の知識を持っている人でないと理解できなければ、結果的にはオープンの意味がありません。そうした場合に、新しい公益目的事業を展開できるのか、と考えると悩ましい問題と言わざるを得ません。

**出井** 今のお話は、セミナーとか研修会に限った問題ではないでしょう。公益か共益かの判断は、その境目が曖昧ですと……。

**齋藤** 行っている事業に公益性があるか、それとも共益事業の色彩が強いかは、申請書類上からは明確な判断はできない場合があります。実際に当該法人が活動している現場を私たちが見聞すれば、その判断はより容易になるかも知れませんが。そのため、追加説明を求めることが、しばしばあります。そして申請法人側で公益性について勘違いされている場合があります。それは、法人の社員や会員の職業が社会にとって必要であるから、その仕事を継続することやその質を向上させるこ



とが公益に質すると考えられている場合です。この考え方に従えば、すべての職業が公益性を有し、究極的には株式会社も公益目的事業を行っているとの理解に繋がるものと思われまゝす。こうした考え方に基づいて、公益認定を行うことはできないと考えています。

### 地域性は重要な判断材料

齋藤 それから、もう1つは、一見すると何となく共益的であって、なおかつ、営利的な部分があるのかも知れないけれども、その地域にとっては必要な存在の法人もあるだろうと思いますね。例えば、地域の住民に施設を貸し出すとかという場合です。具体的には文化的な教室、いわゆるカルチャー教室の場を提供するといったケースですが、横浜市の中心部では営利会社でも開催できる状況であっても、市街から離れたところではそういう場が全くない状況の場合があります。このような場合には、地域性が考慮されるだろうと思います。地域によっては地元の商店街が賑わっているところと、お年寄りには不便な郊外で商店街が寂れているところでは、意味が違いうだろう、と。地域性を考えていくという意味では、「市場原理が働くところ」と「働かないところ」は当然意味が違いうでしょう。すなわち、法人の事業が株式会社も行っている場合も数多くあるから公益認定はできない、と一概に断定することはできません。地域性を考慮することは、公益認定にとって重要な判断材料にはなると考えています。私たちは、審議のときに「一見すると」という思いが入り込んでくるので公益性がないと言っているのではなくて、法人側が「だからこそ公益事業だ」と強調するならば「なぜ、公益なのか」という部分をきちんと説明してもらうことを求めています。そして審議会メンバー全員がその説明に納得できるような形で審議を進め

ております。

### 意識が問われる指定管理者

出井 そういう点では、法人のミッション、設立の理念がやはり明確にされていなければなりませんね。法人設立が目的化してしまうと、事業の公益性云々がどうしても問題になる。これは、認識の程度と言いましようか、意識のレベルの問題でもあるのですね。ですから、そういう認識なり意識が希薄かどうか、法人ご自身が考えていることをきちんと申請書類で上手く表現できるかどうかの形で現れてきます。私が地元のある団体から相談された中に、今までの実績は評価されないのかという質問がありましたが、申請書類に書いてあること以外は、私たちは評価できません。県の担当者はもちろん分かっていると思うのですが。私たちは拡大解釈できませんので、必要なことはすべて書いてくださいと申し上げたのです。

これも悩ましい問題かと思うのですが、先ほど先生も触れたいわゆる自治体の外郭団体、自治体出資の公益法人——現在はまだ移行申請をしていない特例民法法人の場合ですが、市町村や都道府県からの指定管理と公益認定との絡みで神奈川県ではどのような取扱いをなさっているのでしょうか。

齋藤 指定管理者制度の導入で、公の施設の委託管理業務に民間業者も参入できるようになってからは、それまでは専ら公益法人が独占的に受けていた行政からの委託管理が、一応は競争入札になりましたが、民間に比べて、従来から蓄積してきたノウハウや行政とのしがらみで、やはり旧来の公益法人に分があるように感じます。制度の是非は別にして、指定管理業務が公益法人制度改革によって神奈川県審議会でも議論になりました。県なり市町が指定したのだからと言って本当に公益



性はあるだろうか、その法人が自主的な活動を行っているのかどうかということが問題になりました。それはどういう理由かと言いますと、行政側は「これこれをやってください」とお願いしたから、「政府、自治体が頼んだ仕事であればすべて公益なのか」という考え方は違うだろうという意見によるものです。例えば、水道管を敷設する場合、指定管理者の旧来の公益法人が請け負うのも、株式会社が請け負うのも工事に変わりありません。それならば株式会社も公益認定の対象となる事業を行っているのか、と言われると、そんな乱暴な話にはなりません。民間業者が落札して行う下水道工事であれば明らかに下請の営利事業であるけれど、公益法人が指定管理の一環として行う業務は下請とは意味が違うということにはなりません。ただ、やはり指定管理者になっても、自主的に法人自らが何らかのイベントを催す、あるいは何らかの企画で新たな公益目的事業の中身をより精緻化していくとか、よりレベルアップしていくとか、法人自身が、自らの意志に基づいてしっかりとした実践意識の下で指定管理の事業を行っているかどうかを問題視してきました。

**出井** 規制緩和で経済も自由競争の時代になってから、制度の新設や制度改正が次々と押し寄せてきました。それぞれの制度は、制度としては完結しているが一貫性という形の整理がされないまま、次の制度が来てしまった。その最たるものが指定管理者制度だと私は思っています。先生がご指摘された指定管理制度の導入の時にはあまりそういう議論がされず、取り敢えず従来の委託管理が指定管理になったというのが現状で、それほど公の施設の管理業務が民間事業者に移ったわけではない。多くは従来通りで、統計的に見る限りでは、自治体の出資法人イコール公益法人という形ですね。もちろん施設によっては株

式会社による指定管理の方法もあります。公益認定に関わる案件のデータをもう一度確認しなければなりません。ただ、公の施設を管理する自治体出資法人の公益認定の仕方、考え方として、この実態をどう捉えるか、実態の1つの整理の仕方によりますね。そこに問題があるのではないかなと思うのです。これは公益法人そのものの問題というよりはむしろ、自治体行政の問題ですが、審議会としてはそこまでは立ち入れない。それで、今後の措置をどうしていけばいいのか、その辺りが課題になりそうな気がします。

**齋藤** 指定管理制度で、公益法人が指定から外れることだってあるだろうという話は、指定管理業務の割合が大きい公益法人にとっては財政運営上大きな問題に発展する可能性は否定できませんね。ただし、神奈川県は審議会では特にそれを問題視してはいません。もともと指定管理を受けていない法人でも、今後の将来に向けて自らの事業を再構築することだってあり得るでしょう。むしろ、指定管理を受けて、その管理の中で何をするのかという法人のミッションに関心を向けて審議してきましたから、指定管理を受けたから公益認定は通るでしょうということにはなりませんね。指定管理業務を単なる下請と考えるなら、それは株式会社が下請することと同じレベルの意識に過ぎない。ですから指定管理だからどうだ、こうだという議論はしてきませんでした。むしろ、指定管理を引き受けた事業の中で何をするのか、何をする心構えがあるのか、そのところを確認していくのが審議会の方針です。様々な過去の経緯があって自治体からの出資によって設立せざるを得なかった法人があることも理解していますし、先生がおっしゃる通り、新公益法人制度と上手く噛み合っているかどうかは確かに問題がありますが、今更そこを審議会が突いたとこ





ろで解決する話ではないでしょう。指定管理業務について公益認定が相当か否かという判断においては、当該法人がそもそもどのような理念の下で、何を目指して活動をしていくのかに着眼するのが、神奈川県審議会の方向性です。

**出井** 自治体出資法人が決算で余剰が生じた場合には、その剰余を自治体に返還する、つまり精算するというのが、従前の委託管理の場合になされていたケースがあるようです。これがそのまま、指定管理者制度に変更されても、継続されている例があるようです。法人の独立性、自主性を考えた場合、これは果たしてどう捉えたらいいのかと。私にはそのところが理解し難い。自治体との契約で余剰金の精算方式を採るのは、法人側と自治体側の双方に、まず事業の内容や契約条件などが適切、適正に対応できていないのではないかと、会計処理の仕方にも問題があるのではないかと私は思っています。先日、高知県に伺った際にそんな話をしたら、担当課長が高知県の指定管理者制度はすべてそういう方針にしているとのことでした。この方針は、県の財政上の問題の観点からだとおっしゃられた……。

**齋藤** 確か神奈川県にも第三セクターで県が主導する法人もあり、他方、独自で頑張っている法人には自立性を求めるというケースもあり、いずれにも公益認定されている法人がありますが、県が主導している第三セクターだから公益認定したわけではなく、それは全く無視して審議会ではそういう情報は出さずに審議してきました。その審議のなかで、余剰金の精算方式が問題になったことはありません。公益認定等の判断の外の問題として捉えています。ただし、その実態とは異なる会計処理がなされていれば、問題となります。提出された申請書類の中で我々は審査していくのであって、当然現状を踏まえたうえで法人が将来に向かって何をしていくのか、どんな活動をするのか——公益法人制度改革は公益事業が民間団体で活性化していくことを進めるのが本旨ですから、すべてはそういう視点に立って審議してきていると思っています。

### 事前説明による審議スケジュールの工夫

**出井** ところで、審議会は月に何回ほど開催されているのですか。

**齋藤** 今は月に1回です。今年に限ったことではないのですが、法人側からは例年4月1日に移行登記をして新発足したいという希望が集中しますから、今年の1月、2月、3月は通常の月よりも開催数を増やして審議しました。4月以降は落ち着いて暫く月1回になっていますね。

**出井** それなら、来年の1月から3月に掛けても、やはり月2回のペースで審議する……。

**齋藤** そうしないと駄目だろうなと思いますが、移行期限内での4月1日移行登記日はあと1回でお仕舞いですから、今年以上に集中すると覚悟はしています。法人からすれば年度途中での移行となると「分かち決算」をしなければなりませんから、これを避けるため



にも来年の4月1日の移行に向けた申請がドッと来るのではないのでしょうか。したがって、12月からは多分月2回の審議になると思いますね。

**出井** 私の山形県も確か昨年の後半から審議会の開催が増え始めて、10月からでしたか月に2回の開催でした。今のところ月に1回ですが、10月からは月2回のペースでスケジュールを調整しております。

**齋藤** 今お話ししましたように、今年の1月から申請が増えていましたが、どうしても書類を1件ずつその場で目を通すのが難しくなりましたので、審議会メンバーには事務局から前もって個別に説明を受けて中身が判ったうえで質問があれば出していただいて、先に法人から回答をいただくという手順を踏んでおります。できるだけスムーズに審議を進めるために事務局にはご苦勞を掛けておりますが、事前説明をお願いしています。こうした手順を採るようにしたのは、今年の3月からだったと記憶しています。

**出井** 事前説明は審議会が始まる時間前に……。

**齋藤** 審議会の開催前の別の日です。事前に説明をいただいて、そこで疑問があれば質問する。もちろん審議会の場で新たに気づく点も当然ありまして質問が出たりするのですけれども、これはやむを得ないと思いますね。ただ、事前にメンバーが承知していれば割りとその範囲の中で一括審議というような形を採ることができます。

**出井** 山形県の場合を申し上げますと、事前の説明は資料としてCD-ROMが送られてきます。事前に読んで確認しておいてください、というわけです。審議会の当日には卓上にその資料がドサリと印刷されて積まれている……。

**齋藤** プリントアウトするのが大変ですね。

**出井** 最初の頃は書類がバサッと宅配便で送られてきたのです。送るほうも印刷が大変なのでしょう。それはともかく、審議会の中では1回は事例説明という形で、全体通して説明を事務局の担当者にしていただいて、その後質疑応答をする。それで問題がなければ、「移行認定」「移行認可」の可否について採決する。あるいは、次回の審議会でも採決をするというやり方です。

**齋藤** 昨年の1月からですが、財務と会計について余りに多く疑義があるため、財務と会計に関しては別の事前調査をするような形で、私を含めた2名の会計を専門とする委員が事前にチェックしております。もちろん、他の委員の方々も事前説明の際に、財務や会計についても目を通していただいています。財務・会計を含めてさまざまな質問事項に対する法人側からの回答を持って委員全員が審議会に臨みます。ですから、新規案件については、確認を要する法人や先に述べました判断が困難な案件を中心に審議しています。特に問題がない法人もありますから、そういう場合には審議にさほどの時間を掛けることはありません。事前調査や事前説明の際に出された質問や確認事項に対する回答を踏まえてもなお、追加的質問等がある場合には、継続審議となり、次回以降は個別に審議していく形を採ります。ですから、一括審議は新規案件のところで行われていて、そこで疑義が出た案件については継続審議に回すということですね。

## 公益目的事業一本化の是非

**出井** 昨年、各審議会の北海道・東北ブロック会議で、公益目的事業を一本にまとめて申請するケースが指摘され、公益事業の中にも多種多様な事業が混在しているために分かり難いとの声が上がりました。最近、申請書類



を作成する段階で、従来から行ってきた公益事業を一本化して公益目的事業とする法人が増えています。事務局や審議会からは一本化することで本当に整理されているのかといった疑問が出されています。

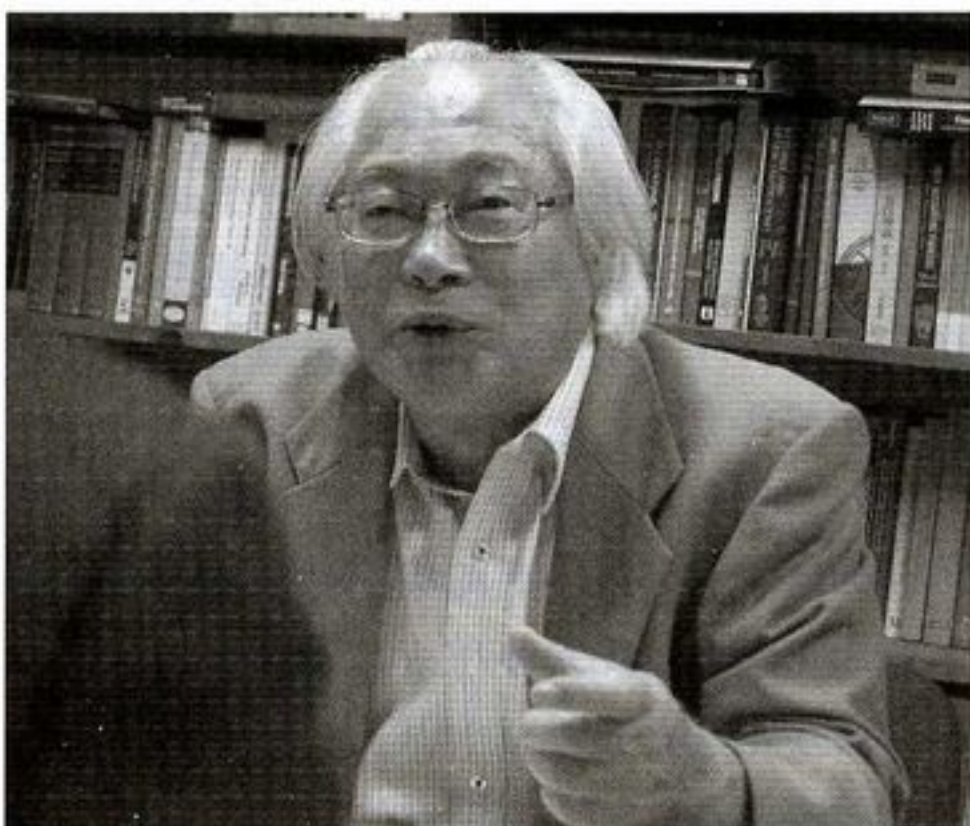
**齋藤** 当初は、法人が行っている多種多様な事業をずらっと見せていた案件がありましたけれど、おっしゃる通り、当県でも次第に一本化する傾向の法人が顕著になってきましたね。一本化するには、それだけの理由が必要だと思いますので、全く関連がない事業についてまで一緒くたにするのは、如何なものかという疑義が出てくるのも当然です。したがってその時には一本化した根拠を説明していただかなければなりません。

この場合に我々が最も疑念視する点は、申請法人が収支相償を逃れるためだけに一本化したのではないかということです。だとすれば、「それは趣旨が違うでしょう」と諭さなければなりません。特にその辺は注意して審議しますから、一本化することにそれなりの説得力と正当な根拠を求めます。それらがあれば、当然に一本化は認められるべきです。しかし、どう考えてもこの一本化は収支相償を免れる手段に使われているとすれば、公益認定には繋がりません。事業内容が収益事業等に該当すると考えられる場合には、これは公益目的事業そのものから除かれるのは当然です。

**出井** 公益目的事業を一本にまとめて計算していれば、開示もそれだけで済みますから、法人にすれば事務処理上の煩雑さを回避できる。そのために一本化するというのでは趣旨に反するのでは。幾つに分けるのが妥当か否かは、一概に言える話ではないけれども、せめて、3つから5つ程度に区別すれば……。もともと様々な事業を行ってきたわけですから、それに沿って今までの事業を再編成

していただいたほうが適切ではないかと提言したこともございます。

さて、そこでお願い事になりますが、これから申請を予定している法人に対して、会長としてこういう点に注意して申請してほしい、あるいはこういう箇所を強調してほしい、というようなアドバイスがございましたらお訊かせください。



### 存在理由についての再認識が必要

**齋藤** 1つのお願いですけれども、移行認定にしろ移行認可にしろ、いずれもタイムリミットが近づいています。法人ご自身が「なぜ存在しているのか」というミッションをもう一度再検討していただきたい、存在理由についての認識を新たにしていきたい。「われわれの事業が本当に必要なのか」「社会にとって必要不可欠なのか」を検証する絶好の機会として、今回の制度改革を捉えていただきたいですね。極端な言い方をすれば、社会にとって不要な存在であるならば、思い切って解散して全く新しい法人形態を模索することも1つの選択肢です。あるいは、存続を前提にもっと別の事業ができるのであれば、そのほうに力を注いで、従来のしがらみを捨てて世のため人のために何ができるかということをもう一度考えて、法人の今後の方向性



を<sup>ただ</sup>糺していただきたい。法人の存在意義が問われる今こそが大事なチャンスだろうと思います。むろん、環境制約の変化によってこれまでは社会的にも有用とされた公益性が希薄になったり、社会のニーズに答えられなくなることもあり得ますから、設立の原点に立ち戻ってこれまでにやってきた事業を見直す機会にしていいただきたいというのが大きな願いとしてありますね。

事務的な話になりますが、おそらく多くの法人が来年の4月1日を新スタート地点に予定していると思います。そこから逆算して申請時期のタイミングを合わせようとする、申請が集中することは火を見るより明らかで、この11月辺りから続々と申請が出てくる可能性が大きい。4～5月の申請件数が少なかった理由もそこにあります。ほとんどの法人は内閣府が通知した「4ヶ月」という標準処理期間を承知しているはずですから、これを念頭に置いてもう少し申請を遅らせても来年の

4月1日の移行登記には間に合うとイメージしていると思いますね。あまり早すぎても駄目、遅すぎればもっと駄目というわけで、申請のタイミングを計っているのですが、4月1日に照準を合わせるならばこの11月、12月が申請のタイムリミットだということをしっかりと押さえておく必要があります。ただし、申請を受け付ける県の事務局にも処理には限界がある、ということも心得ておいてほしいですね。申請から答申までスムーズにいくとは限らないものですから。審査は受付順ですので、申請書類に不備があったりすると、下手すれば審議会への諮問が遅れて移行日がズレる可能性もあるわけで、それは法人にとって極めて危険なので、所管課に一刻も早く事前に相談に来て状況等を把握していただき、準備を進めて早く申請を出すことが何よりも肝要です。

**出井** 山形県もそういう状況になりまして、法人は4月から是非移行したいと希望するものの、1回の審議では通らないところもある。2時間あるいは3時間の時間的制約の中で、30件も一度に審議するのはとても無理です。せいぜい10件以内が限度というのが私の実感です。今年度はもう締め切ります、今から申請されても審議会には通せないと宣告されては法人も不服でしょうけれど、審議委員もそれぞれご自身の仕事をお持ちですから、審議会にすべての時間を費やすことはできません。そういう事情がどうも法人には理解されていないようです。先生のおっしゃるように早く申請してくれば、不備なところなどがあって多少は時間が掛かってでも、年度期限内に通る可能性は高い。内閣府が示した例の「4ヶ月」という処理期間はあくまでも標準であって、審議に対する努力義務を意味しているのではないかと私は解釈しておりますが、法人が考えていることとは違っているようで





すね。申請すれば自動的にOKになる、そう考えられると非常に困ります。

齋藤 そうですね。申請するとき、おそらく公認会計士とか税理士に申請書類の作成に協力をしていただくのが多いと思いますが、中には丸投げしているケースも結構ありますね。丸投げで申請するときには、そのときはそれでも構わないかも知れませんが、移行後の提出書類の作成も、引き続き、専門家をお願いするのかについては少し気になっています。本来のあり方としては、すべてを丸投げするのではなく、申請される法人が自力で、きちんと中身を熟知したうえで申請書類を作成していただくのが望ましい。特に公益認定されたあとも継続して様々な書類、いわゆる「定期提出書類」の作成をしていかなければならないし、丸投げは確かに楽ですが代わりにコストが掛かりますから、書類作成に慣れるためにも出来る限り独力でやっていただくことが望ましいのです。

出井 取り敢えずは申請して、あとは通ればいいというのではなく——もちろん移行申請が通ることが先決ですが、移行後のことも考えないといけないですね。あとで認定基準から逸脱して公益目的事業比率や公益性に問題が発生することなど、運営上の欠陥が露呈しないとも限りませんから。

齋藤 おっしゃる通り、認定あるいは認可が通れば、それで済むわけではありません。移行後の法人運営をしっかりと見据えておく必要があります。

あらゆる事業、あらゆる仕事が生の中には存在しておりますね。それはおそらく、広い意味での公益性というものがあるからだろうと私個人は考えています。いかなる職業や事業であったとしても生の中での役に立っているから、生の中での役に立てられるから公益性があるのだと主張しても、そのことと公益認定

が直結するとは限りません。非営利組織がなぜ社会にとって必要な存在であるのかということ、私たちは今一度考えてみなければなりません。そうすれば、市場が失敗し、なおかつ政府も失敗しているという環境の中にあつて、初めてその存在に意味のあることに気付くでしょう。別に市場が失敗していないのに、もっと儲かるために頑張ったなら、それは公益だということには決してならないのは、誰しも当然と思うでしょう。社会に役立つとか役に立たないとかは別として、正当な手段でお金を稼ぐ仕事自体には社会的に意味があることは理解できますし、それはすべての仕事について言えることです。しかし公益認定に絡めて言えば、市場で多く物を売って儲かっている会社が必ずしも公益性が高いということにはならないのと同じ理屈で考えることになります。ですから、公益認定に関わる「公益」とは何を尺度として測るのか。このことを私たちはもっと深く考察する必要がありますし、これから申請を予定している法人においても、自らのミッションを改めて見詰め直していただくことを、自戒を込めて最後に申し上げておきたいと思います。

出井 ありがとうございます。

(敬称略)

